

土岐川庄内川流域委員会規約（改正案）

（名称）

第1条 本会は、「土岐川庄内川流域委員会」（以下「流域委員会」という。）とする。

（目的及び設置）

第2条 本流域委員会は、今後、20～30年間の具体的な河川整備内容を示す「土岐川庄内川河川整備計画（案）」の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験者等の意見を聴く場として、国土交通省中部地方整備局長（以下「局長」という。）が設置する。

（役割）

第3条 「土岐川庄内川河川整備計画(原案)」について意見を述べる。
2. 土岐川庄内川の整備に関する重要事項について、必要に応じて指導助言する。

（組織等）

第4条 流域委員会の委員は、局長が委嘱する。
2. 流域委員会の設置は整備計画の出来るまでの期間~~2年~~とする。
3. 委員会がワーキンググループを必要と認めるときは、ワーキンググループを設けることができる。
4. ワーキンググループの組織・運営については、別に定める。

（情報公開）

第5条 会議は原則公開とし、議事内容及び会議資料の公開方法については、流域委員会で定める。

（会議）

第6条 流域委員会には委員長及び副委員長を置くこととし、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長が委員の中から指名する。
2. 委員長は会務を総括し、流域委員会を代表する。
3. 委員長は流域委員会を招集する。
4. 副委員長は委員長を補佐する。
5. 委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代行する。
6. 流域委員会はその運営に関し、運営方針を定める。

（臨時委員）

第7条 流域委員会は必要に応じて、臨時に委員を招聘することができる。

（参考人）

第8条 流域委員会は必要に応じて、委員以外のものから参考意見を聴くことが出来る。

（事務局）

第9条 流域委員会の事務局は国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所が行うものとし、流域委員会の指示により、以下の事務をする。
2. 会議資料の作成
3. 議事録、会議内容のとりまとめ及び公表資料案の作成等

（規約の改正）

第10条 本規約の改正は、全委員総数の過半数の同意をもってこれを行うものとする。

（雑則）

第11条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、流域委員会において定める。

付則

（施行期日）

この規約は、平成15年3月3日から施行する。
平成15年6月5日一部改正
平成16年3月5日一部改正
平成17年2月8日一部改正